

令和5年6月6日

第35期決算公告

沖縄県那覇市旭町112番地1

株式会社JTB沖縄

代表取締役 社長執行役員 桂原 耕一

貸借対照表

2023年 3月31日現在

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	4,212,260,635	流動負債	3,454,897,922
現金及び預金	1,492,918,886	営業未払金	516,262,370
営業未収金	645,942,465	リース債務	3,537,740
未渡クーポン	1,736,916	未払金	146,010,493
棚卸資産	7,146,268	未払費用	165,908,739
営業前払金	24,636,371	未払法人税等	29,882,300
前払金	4,455,831	未払消費税等	63,694,200
短期貸付金	2,023,479,225	営業前受金	33,949,759
未収金	10,089,735	預り金	2,495,652,321
その他	1,854,938		
固定資産	247,956,774	固定負債	117,093,334
有形固定資産	78,997,725	リース債務	2,328,370
建物附属設備	39,156,563	長期未払金	2,485,204
器具備品	33,975,052	預り保証金	2,743,860
リース資産	5,866,110	退職給付引当金	106,105,900
		役員退職慰労引当金	3,430,000
無形固定資産	6,100,540	負債合計	3,571,991,256
ソフトウェア	5,971,540	純資産の部	
電話加入権	129,000	株主資本	888,226,153
投資その他の資産	162,858,509	資本金	100,000,000
出資金	500,000	資本剰余金	70,000,000
差入保証金	44,364,390	資本準備金	70,000,000
長期前払費用	15,221,806	利益剰余金	718,226,153
繰延税金資産	100,572,313	利益準備金	7,500,000
ゴルフ会員権	2,200,000	その他利益剰余金	710,726,153
		別途積立金	273,000,000
		繰越利益剰余金	437,726,153
		(うち当期純利益)	(142,153,332)
資産合計	4,460,217,409	純資産合計	888,226,153
		負債・純資産合計	4,460,217,409

個 別 注 記 表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

(a) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を適用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①食品、飲料、原材料・・・最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を適用しております。

②その他棚卸資産・・・・・・先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を適用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産・・・・・・・・定率法を適用しております。

(リース資産以外) ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を適用しております。

(2) 無形固定資産・・・・・・・・定額法を適用しております。

なお、ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を適用しております。

(3) リース資産・・・・・・・・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金・・・・・・・・従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（自己都合退職金要支給額）を計上しております。

(2) 役員退職慰労引当金・・・・・・役員への退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

- (1) 募集型・受注型企画旅行等の旅行事業については、旅行期間内で旅程管理という履行義務が充足されると判断していることから、旅行代金を対価として、旅行期間にわたり収益を認識しております。
手配旅行の代理販売については、サービスの提供が完了した時点で充足されると判断していることから、代理販売の手数料を対価として、発券日基準で収益を認識しております。
- (2) MICE 事業（イベントや会議などの運營業務の受託事業）については、イベント開催という履行義務がイベント開催時に充足されると判断していることから、契約金額を対価として、イベント開催期間にわたり収益を認識しております。
- (3) セールスプロモーション（プロモーションの受託事業）・その他業務受託事業については、契約内容の義務を履行するにつれて、サービスの提供を行っているとは判断していることから、契約金額もしくは契約金額を上限とした変動対価を対価として、契約期間にわたり収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理・・・税抜方式によっております。
- (2) グループ通算制度・・・当事業年度よりグループ通算制度を適用しております。

【会計方針の変更に関する注記】

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首より適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類等への影響はありません。

【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,287,917,701 円
短期金銭債務	130,597,096 円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 60,377,299 円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式は普通株式で1,800株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

以上